

春日井市 東部市民センターホール 利用案内

目次

1 施設概要

- ・東部市民センターホールについて
- ・施設平面図
- ・客席図

2 使用料・利用区分

- ・ホール使用料
- ・楽屋使用料

3 附属設備

- ・舞台関係
- ・照明関係
- ・音響関係
- ・その他

4 利用の流れ

- 1) 施設空き状況の確認
- 2) 利用本申請・使用料支払い
初日受付（初日抽選）について
- 3) 看板設置
- 4) 事前準備
- 5) 利用打合せ
- 6) 利用当日

5 その他

6 利用に関わる条例など

1. 施設概要

東部市民センターホールについて

施設情報

開館時間 8:30～21:30
休館日 月曜日（祝休日の場合、翌平日）
年末年始（12月29日～翌年1月3日）
※その他、設備の点検等のために臨時休館することがあります。
駐車場 約200台

客席数

497席（固定席495席、車いすスペース2席）

舞台

・間口×奥行×高さ 12.8m×8.5m×7.5m
・舞台床高さ 0.9m
・スノコ高さ 18m
・バトン飛切り 15.9m
・スクリーン飛切り 8.5m
・緞帳昇降時間 14秒

楽屋

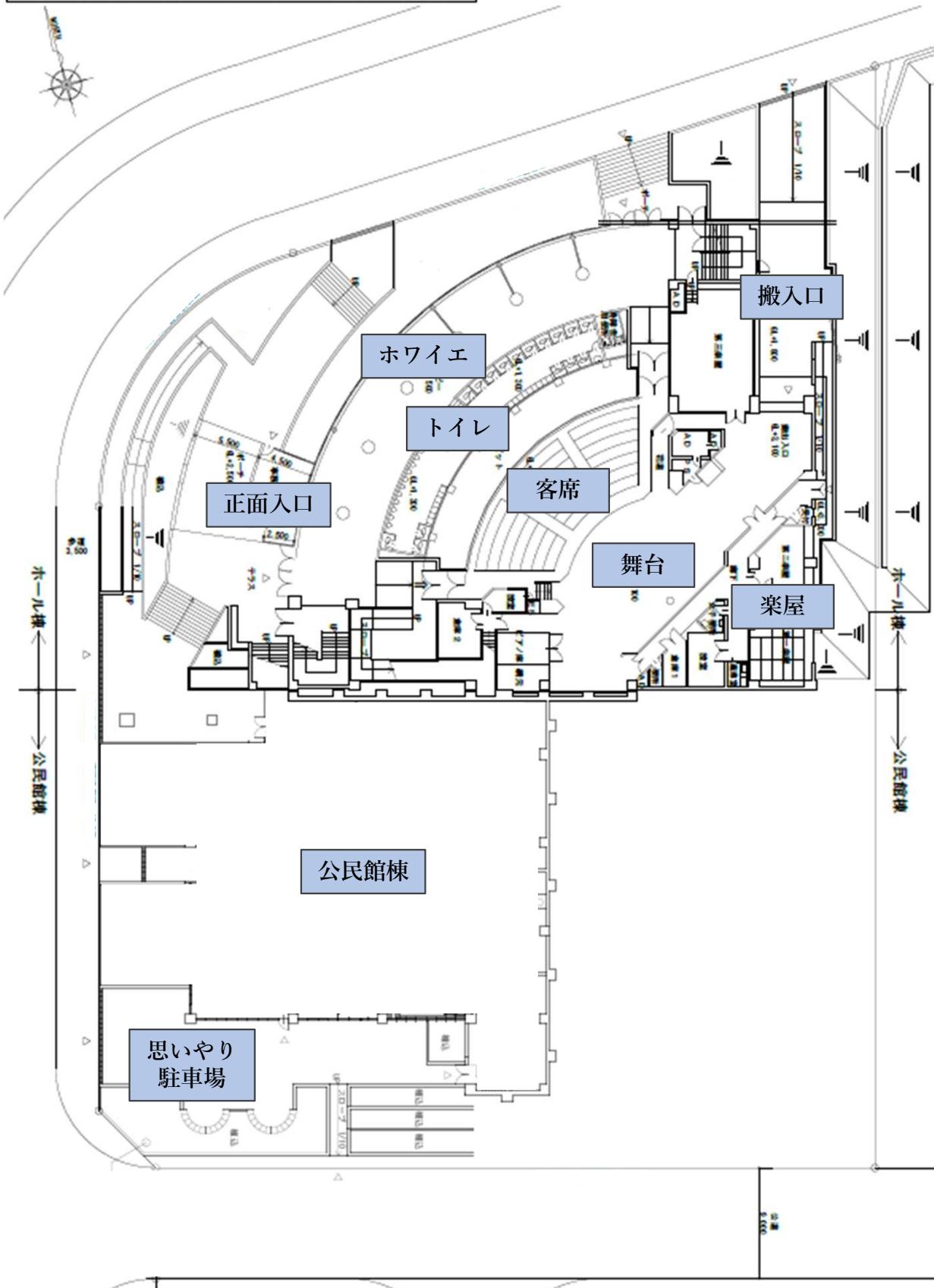
第1楽屋（和室）37.67m²（約20畳）シャワー室あり
第2楽屋（洋室）26.14m²（約14畳）シャワー室あり
第3楽屋（洋室）70.03m²（約38畳）ホワイエから舞台下手袖への通路を兼ねる
控室（洋室）約6畳

搬入口

プラットホーム 幅4.15m×奥行1.7m×高さ1.2m
間口×高さ 幅3.25m×高さ3.5m
駐車可能台数 4tトラック×2台程度

●施設平面図

春日井市東部市民センター 全体平面図





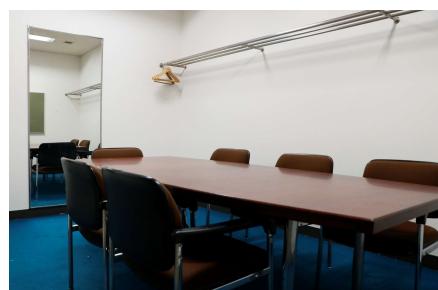
舞台



搬入口



第1 楽屋（和室）



控室



第2 楽屋（洋室）



客席



正面入口



トイレ

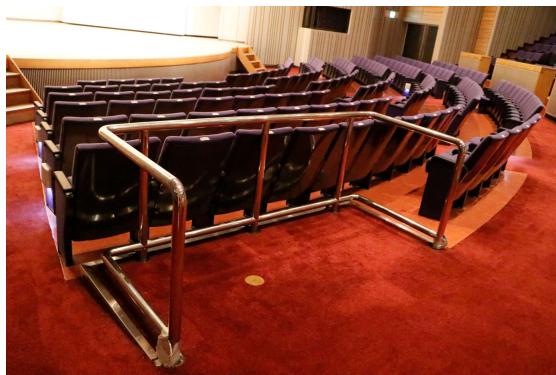
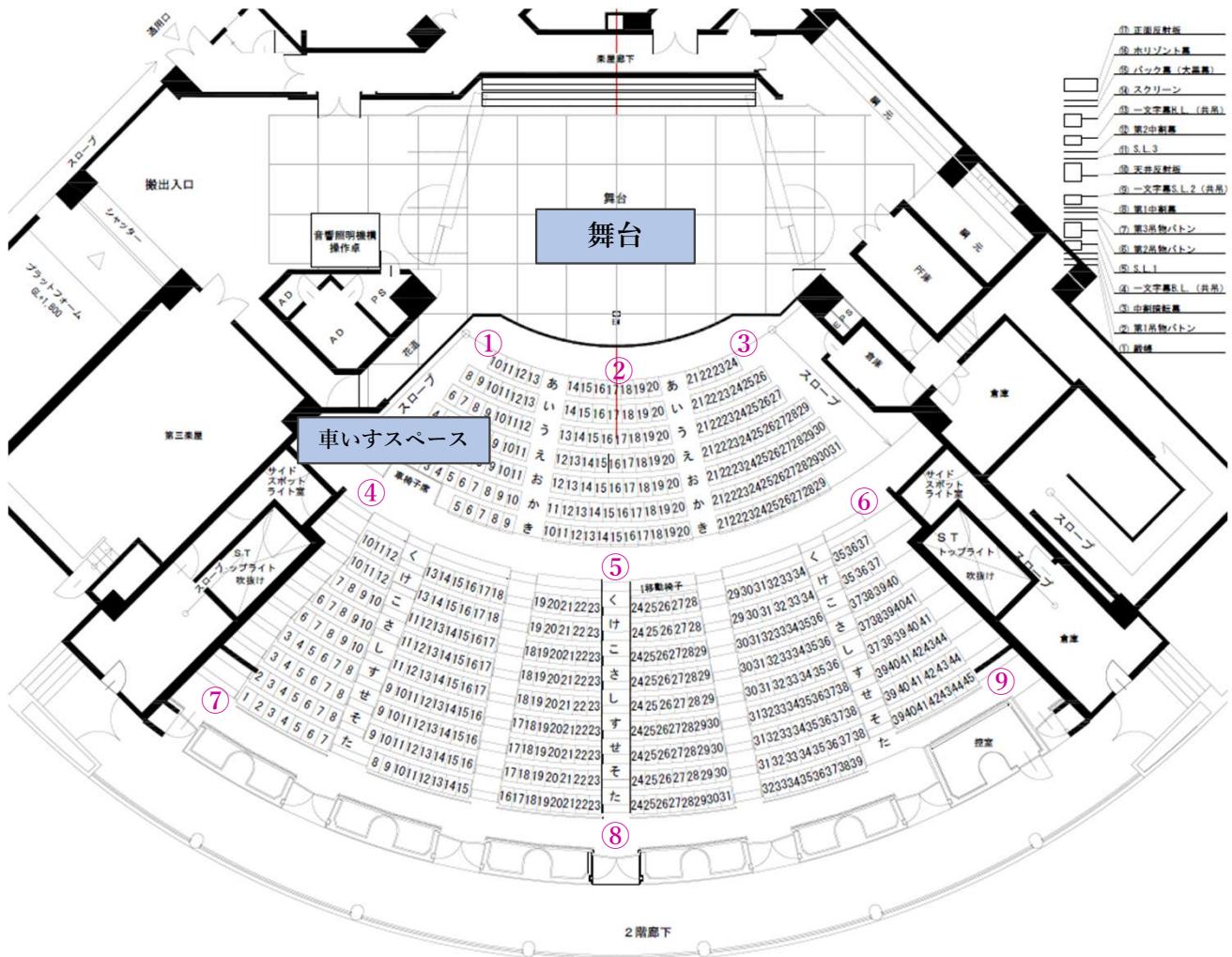


思いやり駐車場



ホワイエ

●客席図



車いすスペース

● 【客席ごとの舞台の見え方】

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



2. 使用料・利用区分

(単位：円)

ホール使用料		ご利用区分			
		午前	午後	夜間	全日
入場料区分及び曜日	8:30~12:00	13:00~16:30	17:30~21:30	8:30~21:30	
	(A) 平日	8,000	11,000	15,000	30,000
	土曜日	9,500	12,500	17,500	36,000
	日曜・祝日	11,000	16,000	19,000	40,000
	(B) 平日	16,000	22,000	30,000	60,000
	土曜日	19,000	25,000	35,000	72,000
	日曜・祝日	22,000	32,000	38,000	80,000
	(C) 平日	32,000	44,000	60,000	120,000
	土曜日	38,000	50,000	70,000	144,000
	日曜・祝日	44,000	64,000	76,000	160,000

楽屋使用料		ご利用区分			
		午前	午後	夜間	全日
第1楽屋（和室／20畳）	8:30~12:00	13:00~16:30	17:30~21:30	8:30~21:30	
	第1楽屋（和室／20畳）	1,200	1,600	2,000	4,000
	第2楽屋（洋室／14畳）	1,200	1,600	2,000	4,000
	第3楽屋（洋室／38畳）	—（ホワイエから舞台袖への通路を兼ねる）			
	控室（洋室／6畳）	—			
	給湯室	—			

※ 楽屋は入室していなくても、楽器や荷物を置いた時点で課金します。

入場料区分について

(A)	無料～1,000円かつ非営利目的の場合
(B)	無料～1,000円かつ営利目的の場合
	1,001円～5,000円の場合
(C)	5,001円以上の場合

※入場料等は消費税・地方消費税を除きます。
※入場料を徴収しない場合であっても、会費、資料代、その他入場の条件に相当すると認められるものは「入場料等」とみなします。
※入場料等の額が一律でない場合、当日割増などを含む1人あたりの最高額の入場料区分を適用します。ただし、消費税・地方消費税を除きます。

ホールの使用について

- ・最長3日間まで連続してご利用できます。ただし、休館日は含みません。
- ・ご利用時間には準備と後片付けに要する時間を含みます。看板・花などの搬出入、ホワイエの準備・後片付け、ピアノ調律など、全ての作業が時間内に収まるようお願いします。
- ・練習又は準備のために使用する日については、入場料区分に関わらず、(A)に掲げる使用料を適用します。
- ・ご利用時間を延長することはできません。

還付について

使用料は、条件により以下のとおり還付いたします。

◆公共の福祉のため、やむを得ない理由により、市長が利用許可を取消し、または中止を命じたとき。また、災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用ができなくなったとき。
→ 使用料の全額を還付

◆利用者が利用日の20日前までに利用の取消し、または許可事項の変更を申し出た場合において、相当の理由があると市長が認めるとき。

①利用日の60日前までに取消し、または変更の申請があった場合。

→ 使用料の90%を還付

②利用日の40日前までに取消し、または変更の申請のあった場合。

→ 使用料の70%を還付

③利用日の20日前までに取消し、または変更の申請のあった場合。

→ 使用料の30%を還付

※使用料をお支払いしていただいた後ではなく、申請を受付けた時点で還付条件対象となります。使用料の支払い前に上記条件の対象となった場合、いったん全額をお支払いいただき、その後還付手続きへとなります。

3.附属設備

舞台関係 (使用料は1区分毎の使用料です)

(単位:円)

	設備	単位	使用料	使用料が発生するタイミング
舞台	平台	1枚	70	所定の位置にセッティングまたは台車から出した時点（待機状態を含みます）。
	金・銀屏風	1双	820	
	緋毛せん	1枚	150	
	演卓	1台	250	
	指揮台	1台	130	
	花台	1台	70	
	積み重ね椅子	1脚	10	
	上敷	1本	130	
	座ぶとん	1枚	10	
	ホワイトボード	1式	70	
映写スクリーン	長卓子	1脚	70	本番、練習またはリハーサルで使用した時点（映写テストを除きます）。
		1式	720	

- 「積み重ね椅子」「長卓子」は台車から降ろした最大数量を課金します。使用しない物は台車から降ろさないようにしてください。

照明関係 (使用料は1区分毎の使用料です)

(単位:円)

	設備	単位	使用料	使用料が発生するタイミング
照明	ボーダーライト	1組	820	点灯した時点（作業灯としての利用を含みます）。
	アッパー・ホリゾントライト	1組	820	
	ロア・ホリゾントライト	1組	820	
	スポットライト (1KW)	1台	200	
	スポットライト (500W)	1台	150	
	センタースポットライト	1台	1,030	本番、練習またはリハーサルで利用した時点。仕込み（シート含む）の時点では課金しません。
	ストリップライト	1本	200	
	ミラー・ボール	1台	820	
	ドラムマシン	1台	820	
	波エフェクトマシン	1台	820	
	エフェクトマシンセット	1式	2,570	

・ボーダーライト、アッパー・ホリゾントライト、ロア・ホリゾントライト

1色1列分を1組として課金します。

(例) ボーダーライトの照明かり2列分を利用した場合は2組利用。

・ITO ソフトスポットライト(500W)として課金します。

・センタースポットライトの練習

操作に慣れるための練習（短時間）は無料。

・ミラー・ボール 光源用スポットは含まれません。

・エフェクトマシンセット

「先球レンズ」「エフェクトマシン」「エフェクト用光源」の3つで1式とします。

音響関係 (使用料は1区分毎の使用料です)

(単位:円)

	設備	単位	使用料	使用料が発生するタイミング
音響	音響反射板	1式	4,630	セッティングした時点（待機状態を含みます）。
	拡声装置 (基本音響システム)	1式	2,060	本番、練習またはリハーサルで利用した時点。
	有線マイク	1本	820	
	ワイヤレスマイク	1本	1,540	本番、練習またはリハーサルで利用した時点。セッティングのみは課金しません。
	ステージスピーカー (2本1組)	1式	1,540	
	モニタースピーカー (2本1組)	1式	510	
	録再機器	1台	300	本番、練習またはリハーサルで利用した時点。

- ・音響反射板 天井反射板または側面反射板を1つでも利用した場合に、1式として課金します。
- ・拡声装置 ホール内のスピーカーシステムを鳴らすためのスピーカーおよびそれを動かすアンプシステム一式のことです。
- ・有線マイク ケーブル付きマイクのことです。
- ・マイク電池 ワイヤレスマイクで使用するアルカリ乾電池は、ワイヤレスマイク1本につき1回分の新品電池を貸し出します。それ以降で必要な電池は、お持込みください。
(参考) アルカリ電池を使用した場合、ハンドワイヤレス=約5時間、ピンワイヤレス=約4時間持続します。
- ・三点吊りマイク 1本分のマイク使用料を課金します。
- ・スピーカー ステージスピーカーおよびモニタースピーカーは、1本でも利用すると、1式として課金します。
・ステージスピーカー=移動用JBL製スピーカー
・モニタースピーカー=・移動用JBL製スピーカー
・移動用YAMAHA製スピーカー
- ・録再機器 CDの録音または再生ができる機器で1台につき、その他備品にあるコンセント1kw分の使用料を課金します。
(マイクまたはスピーカーは含まれません)
- ・運営系モニター 楽屋やホワイエに音声を送る、運営系モニターは無料です。

その他 (使用料は1区分毎の使用料です)

(単位:円)

	設備	単位	使用料	使用料が発生するタイミング
楽器	フルコンサートピアノ (STEINWAY D-274)	1台	4,120	本番、練習、リハーサル、調律で利用した時点。セッティングのみは課金しません。
映像	プロジェクター (Panasonic PT-DW830)	1台	2,060	本番、練習、リハーサルで利用した時点。テストは課金しません。
その他	展示用パネル	1枚	50	所定の位置にセッティングした時点。
	ホワイエ等使用料	1m ²	206	物品などの販売を開始した時点。
	コンセント	1kw	300	本番、練習またはリハーサルで利用した時点。

- ・ピアノ 使用料に調律料および調律の手配は含まれておりません。ピアノ調律師は利用者様で手配をお願いします。
- ・ピアノ調律 当館では、A=442Hzを基準に調律されております。当館基準調律以外のピッチで調律される場合は、終演後にA=442Hzへの戻し調律を行ってください。また、ピアノ調律及び戻し調律は、利用時間内に行ってください。
調律は以下のいずれかを満たす方でお願いします。
 - ・スタインウェイアカデミー修了者
 - ・1級ピアノ調律技能士保有者でスタインウェイピアノ調律実務経験者
 - ・ヤマハ認定コンサートピアノ以上のグレード保有者又は同等の技術を有する方でスタインウェイピアノ調律実務経験者
- ・ピアノ試弾 ピアノ庫内にてピアノの状態をチェック（試弾）するのは無料ですが、短時間でお願いします。
- ・プロジェクター ランプ光源／8,500ルーメン／映像入力（舞台下手袖にあり）
映写室固定式のため移動はできません。
- ・ホワイエ等使用料 物品の販売等を行う場合に適用します。長机1台を1m²に換算して課金します。
- ・コンセント 持込み機材や録再生機器を利用した場合に課金します。
※施設内壁に敷設の一般平行コンセントは無料。

4. 利用の流れ

1. 施設空き状況の確認

お電話にて、施設の空き状況をご確認ください。また、初日受付後はお電話にて仮押さえも可能です。仮押さえ後、1週間以内に本申請をお願いいたします。

◆ 電 話：0568-92-8516（東部市民センター公民館棟2階ホール受付）

2. 利用本申請・使用料支払い

提出書類

東部市民センターホール利用許可申請書

申請方法

- ◆ 窓口受付：東部市民センター公民館棟2階ホール受付にお越しください。
(8:30～17:00 ※休館日除く)
- ◆ 郵送・FAX・Eメール：HPより申請書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、お送りください。（送付先は本誌裏面参照）
※お申込みの際、催し物の内容について詳しくお尋ねすることができますので、利用内容を十分把握している方がお手続き願います。

支 払 い

ホール使用料のお支払いは、申請書を受領したのち申請者のご住所へ納付書を郵送いたします。納付書にて下記の金融機関でご入金をお願いします。

指定金融機関	大 垣 共 立 銀 行		
指定代理金融機関	三 菱 U F J 銀 行		
収納代理金融機関	十 六 銀 行	瀬 戸 信 用 金 庫	
	三 十 三 銀 行	東 春 信 用 金 庫	
	百 五 銀 行	信 用 組 合 愛 知 商 銀	
	あ い ち 銀 行	イ オ 信 用 組 合	
	名 古 屋 銀 行	東 海 労 働 金 庫	
	岐 阜 信 用 金 庫	尾 張 中 央 農 業 協 同 組 合	
	東 濃 信 用 金 庫	ゆ う ち ょ 銀 行 ・ 郵 便 局	
	岡 崎 信 用 金 庫	(愛知・岐阜・三重・静岡のみ)	

※ 味美・高蔵寺ふれあいセンター、東部市民センター公民館窓口、坂下出張所でもご入金いただけます。

※ 納期限をすぎますと、ゆうちょ銀行・郵便局ではご入金できません。

許可書

ホール使用料の入金確認がとれましたら、申請者のご住所へ東部市民センターホール利用許可書を郵送いたします。

※ 許可書の日付は申請書の受領日になります。

※ 許可書の日付からホール使用料の還付条件対象となります。詳しくは還付について（7ページ）をご参照ください。

受付期間

利用希望日の属する月の 6 か月前の初日～利用希望日の10日前まで

※月の初日が土・日・祝日や休館日に当たる場合は、その直後の平日。

※月をまたぐ連続した 2 日以上の利用の場合は、ご利用初日が属する月の 6 か月前の初日から受付けます。

月をまたぐ例	月	火	水	木	金	土	日
2月初日から 申込可	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1
3月初日から 申込可	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8

月をまたぐ利用

◆初日受付（初日抽選）について

利用受付開始月の初日のみ、抽選による受付を行います（以下、「初日受付」）。申込書は初日受付の2、3週間前からホームページでご案内いたします。HPからダウンロードしていただくか、東部市民センター公民館棟2階ホール受付にてお渡しいたします。毎月初日の朝9時までに、利用抽選申込書をメール、FAX、郵便（初日の前日必着）で送付していただくか、東部市民センター公民館棟2階ホール受付へ直接ご提出ください。

初日朝9時に抽選を行い、お電話にて結果をご連絡いたします。なお、初日受付後は、随時申し込みを受けします。

日 時

利用希望日の属する月の6か月前の初日9時～

※月の初日が土・日・祝日や休館日に当たる場合は、その直後の平日となります。

抽選方法

- ① 9時の時点で利用希望区分が重ならなかった場合は、利用決定となります。
- ② 利用の第1希望が重なった区分は「抽選対象枠」とし、抽選を行います。

例）下図のように4団体の希望があった場合、「AとB」「CとD」各々だけで抽選をするのではなく、重なる部分すべてを抽選対象枠として、一括して抽選します。

15日（金）			16日（土）			17日（日）		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		A						
B								
					C			
				D				

- ③ 抽選の1番になった団体が抽選対象枠のご希望の利用区分が決定となります。
- ④ 第1希望の抽選に漏れた団体の第2希望も同様に抽選していき、第5希望まで行います。
- ⑤ 抽選後、申し込みされた皆様へお電話にて結果をご報告いたします。利用が決定した団体は1週間以内に東部市民センターホール利用許可申請書のご提出をお願いいたします。

注意事項

- ・1つの催物に、複数人または複数団体で申し込むことはできません。
- ・抽選に漏れた方への配慮のため、抽選後の申込内容（主催者、日程、催し物の内容等）の変更やキャンセルはできません。

3. 看板設置

看板設置

正面出入口には専用の移動用掲示板が利用可能です。ただし、催物当日のみの利用となります。（掲示範囲、縦120cm×横70cm、白地）

4. 事前準備（必要な場合）

調律依頼

ピアノを使用予定で、調律が必要な場合は、利用者様にてご手配ください。

※調律は必須ではありませんが、使用される時点でのピッチ保証はできかねます。

調律される際は、「スタインウェイアカデミー修了者」「1級ピアノ調律技能士保有者でスタインウェイピアノ調律実務経験者」「ヤマハ認定コンサートピアノ以上のグレード保有者又は同等の技術を有する方でスタインウェイピアノ調律実務経験者」のいずれかを満たす方にお願いいたします。

届出関係

禁止行為の解除承認申請：スモークマシンや裸火を使用される場合は、春日井市消防本部予防課への事前届け出が必要です。申請書類等を準備しておりますのでご相談ください。

音楽著作物の使用申請：音楽著作物等を使用される場合は、JASRAC等に申請が必要です。申請は利用者様ご自身でお願いします。詳しくは、JASRACホームページをご確認ください。

物品販売等：催物に関係する物品のみ、販売することができます。

- ・ホワイエ使用料206円／物販エリア 1 m²（長机 1 本分）
- ・販売物例 コンサートで演奏される曲のCDや楽譜
講演会講師が著述した書籍
劇団の関連グッズ

打合日程

利用当日の約 1 か月前に、具体的な利用内容やタイムスケジュール等の事前打合せをさせていただきます。打合せ日を調整するため、ご都合の良い日を東部市民センターホール担当までご連絡ください。

なお、舞台音響照明の業者さんを手配される場合は、内容が専門的になることが多いため、直接、東部市民センターホール担当と打合せをした方がスムーズな場合がございます。その場合は、業者さんから直接ご連絡いただいても構いません。

5. 利用打合せ

打合内容

利用内容の具体的な打合せをさせていただきます。下記についてお伺いしますので、事前にご計画をお願いします。

- 利用期間のタイムスケジュール
- 人員配置
- 舞台・音響・照明等のプラン（業者委託される場合は手配）
- ピアノ調律手配
- 写真・ビデオ撮影手配
- 使用楽屋
- 駐車場の利用
- 食事手配

その他、ご不明な点や演出方法で悩まれていることなどございましたら、お気軽にご相談ください。

提出書類

提出が必須の書類は特にございませんが、打合せの参考になるような資料があれば、お持ちください。

打合せ日

利用日の1か月前頃に行います。東部市民センター公民館棟2階ホール受付にて打合せをさせていただきますので、日程調整を行うため、都合の良い日をお電話ください。

6. 利用当日

- ・利用時間と同時に、楽屋口を開けます。関係者の方はご入館いただけます。
- ・利用時間中のお困りのことやご相談等ございましたら、職員までお気軽にお声がけください。
- ・本番終了後は、備品等の片付けや清掃をお願いします。また、忘れ物チェックもお願いします。
- ・持ち込まれたゴミはすべてお持ち帰りください。
- ・すべての片付けが済みましたら「ご利用確認カード」に利用人数をご記入し「アンケート」にご協力いただきまして職員までご提出ください。その際、附属設備使用料のお支払いを現金にてお願いいたします。

5. その他

駐車場

駐車場は、公民館との共有駐車場です。あらかじめご了承ください。

※緊急修繕のため、ご利用いただけない場合もあります。

◆春日井市東部市民センターホール駐車場

利用時間	8:15～18:00（夜区分利用時の閉門は催事の終了時間による）
駐車可能台数	約200台

◆春日井市東部市民センター公民館駐車場

利用時間	8:15～18:00（夜区分利用時の閉門は催事の終了時間による）
駐車可能台数	約60台

* ホール駐車場と公民館駐車場の間にUR月極駐車場がございます。利用当日は来場者の方がお間違えの無いように周知していただくようお願いいたします。

* UR月極駐車場への停め間違いのトラブルで催しを中断する可能性があります。係員が必要なときは利用者にて手配をお願いします。

入館時間

みなさまが利用される前に、職員による施設の設備稼働チェックを行っています。チェックが完了するまでは入館できませんのでご了承ください。利用時間は関係者全員に周知をお願いします

貼り紙

チラシ・ポスター等をホワイエに掲示することができます。職員へお申し出の上、掲示用の備品をご利用ください。

※ガラスや扉へ直接貼り付けることはご遠慮ください。

※ガムテープ、セロテープの使用は原則禁止です。養生テープをご利用ください。

飲 食

客席内の飲食はご遠慮ください。来場者の飲食はホワイエ、関係者の飲食は楽屋をご利用ください。

喫 煙

健康増進法により、館内での喫煙は禁止となっています。

6. 利用に関する条例など

◆利用の不許可

【春日井市東部市民センター条例 第5条】

次のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことがあります。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設及び、その附属設備をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他、市長が適当でないと認めるとき。

◆利用者、来館者の遵守事項

【春日井市東部市民センター条例施行規則 第7・8条】

ホールを利用する方は、次に掲げる事項を守ってください。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 市民センター内外の秩序を保つため必要に応じて整理員を置くこと。
- (3) 整理、原状の変更及び回復、その他市民センターの利用については、市長の指示に従うこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 市民センター内を不潔にしないこと。
- (6) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (7) その他、市民センターの管理上不適当と認められるような行為をしないこと。

◆利用の許可の取消し等【春日井市東部市民センター条例 第4条第2項、第7条、第8条】

- ・市民センターの管理上必要があるときは、利用の許可に条件が付く場合があります。（第4条第2項より）
- ・利用者は条例及び条例に基づく規則の規定、許可に付けられた条件並びに市長の指示に従うこと。（第7条より）
- ・利用者が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることがあります。（第8条より）

◆損害賠償

【春日井市東部市民センター条例 第10条】

ホールを利用する方が故意又は過失により市民センターの施設及びその附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

春日井市東部市民センターホール

〒487-0011 愛知県春日井市中央台 2-2-1
東部市民センター公民館棟 2 階ホール受付
TEL : 0568-92-8516 FAX : 0568-91-1994
メール : tobu@kasugai-bunka.jp
担当 : 公益財団法人かすがい市民文化財団

(委託管理者)



〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町 5-44
TEL : 0568-81-5318 FAX : 0568-82-8167
メール : sss@kasugai-bunka.jp
担当 : 施設サービスグループ